令和８年度　移動等円滑化評価会議九州分科会

日　　時：令和８年８月２５日（火）１４：００～１６：００
開催場所：福岡合同庁舎新館　７階海技試験場（オンライン併用）

議事次第

１．開会

２．開会挨拶　九州運輸局　交通政策部長

３．移動等円滑化の進展状況
　①　九州におけるバリアフリー化の状況と主な取組について【資料１】
　②　施設設置管理者等におけるバリアフリー化の取組について【資料２、資料３】

４．情報共有・意見交換【資料４】

５．閉会挨拶　九州地方整備局　企画部　企画調整官

６．閉会

《配付資料》

〈Ⅰ　基本資料〉
　議事次第
　委員及び出席者名簿

〈Ⅱ　発表資料〉
　資料１　　九州におけるバリアフリー化の状況と主な取組について
　資料２　　2025 年度バリアフリー整備の実績報告（九州旅客鉄道(株)）
　資料３　　駅におけるバリアフリーの取り組みについて（西日本鉄道(株)）
　資料４　　情報共有・意見交換・優良事例　発表テーマ一覧、発表資料
　参考資料

令和8年度移動等円滑化評価会議 九州分科会　出席者名簿

	所属	役職	名前	随行者/オブザーバー	当日の出欠
有識者 兼 バリアフリーブロモーター	九州大学大学院工学研究院	准教授	大枝　良直	**芸術工学研究院 准教授** 羽野　暁	対面
	佐賀大学	名誉教授	齊場　三十四		オンライン
	株式会社　愛佳	代表取締役	下釜　豊広		欠席
	九州看護福祉大学	名誉教授	西島　衛治		対面
	大分大学　医学部	教授	池内　秀隆		オンライン
	NPO法人 障害者自立応援センターYAH！DOみやざき	理事	永山　昌彦		オンライン
	一般社団法人　日本福祉のまちづくり学会	九州沖縄副支部長	岩浦　厚信		オンライン
施設 設置 管理者	九州旅客鉄道株式会社　地域交通まちづくり部	まちづくり副課長	髙橋　拓大	**営業部　企画課** 課長　西尾 裕介 野田　圭祐 **地域交通まちづくり部** 川喜多 正太	対面
	西日本鉄道株式会社　自動車事業本部計画部	計画担当課長	井上　隆三	**鉄道事業本部施設部** **駅施設課** 課長　泥 谷　宏 作	対面
	九州鉄道協会	事務局長	岩城　章二		対面
	九州バス協会	専務理事	河津　隆幸 （代理）業務課長　内川　信幸		対面（代理）
	一般社団法人　福岡県タクシー協会	専務理事	江隈　幸弘		対面
	九州旅客船協会連合会	専務理事	金平　成市		対面
	一般社団法人　日本ホテル協会九州支部	事務局長	厚地　研史郎		対面
	福岡国際空港株式会社 経営企画本部経営企画部経営企画課	課長	松木　創		対面
福祉・ 障害者 団体	社会福祉法人　福岡県盲人協会	会長	松下　貴則 （代理）副会長　長尾　紀美江		対面（代理）
	社会福祉法人　福岡県聴覚障害者協会	理事長	大澤　五恵		オンライン
	社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会	常務理事	徳永　吉之		オンライン
	公益財団法人　福岡県身体障害者福祉協会	理事長	高倉　寛視		オンライン
	公益社団法人　福岡県手をつなぐ育成会	会長	横山　利恵子 （代理）事務局長　岩田　孝利		対面（代理）
	公益社団法人　福岡県精神保健福祉会連合会	会長	楢橋　恭一		オンライン
	公益社団法人　福岡県老人クラブ連合会	会長	岡本　顕和		対面
	福岡県脊髄損傷者連合会	会長	大里　恵 （代理）副会長　東 聖二		オンライン（代理）
	福岡県自閉症協会	会長	伊野　憲治		オンライン
	NPO法人 福岡・翼の会	理事長	小野　裕樹		対面
	NPO法人　自立支援センターおおいた	理事長	後藤　秀和		オンライン
行政	福岡県福祉労働部障がい福祉課	課長	天野　高行 （代理）主任主事　北嶋　唯斗		オンライン（代理）
	佐賀県地域交流部交通政策課地域交通システム室	室長	今田　高史		オンライン
	長崎県福祉保健部福祉保健課	課長	川村　喜実 （代理）企画監　西村　武士		オンライン（代理）
	熊本県健康福祉部健康福祉政策課	課長	寺本　和央		欠席
	大分県企画振興部交通政策局地域交通・物流対策室	室長	松垣　安城 （代理）副主幹　成瀬　順子		オンライン（代理）
	宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長	隈元　淳二 （代理）主幹　甲斐　治		オンライン（代理）
	鹿児島県総合政策部交通政策課	課長	藤原　玄貴 （代理）課長補佐　西村　元一		オンライン（代理）
	福岡市福祉局生活福祉部地域共生課	課長	定直　孝之 （代理）係長　有村　奈美		オンライン（代理）
	北九州市都市戦略局都市交通政策課	課長	民谷　充		オンライン
	熊本市都市建設局交通政策部交通企画課	課長	大川　望 （代理）主任主事　木本　臣英		オンライン（代理）

【事務局等】

運輸局 整備局 航空局	九州運輸局交通政策部	部長	大久保　栄作		対面
	九州運輸局交通政策部	次長	髙瀬　吉平		対面
	九州運輸局観光部観光企画課	課長	山下　義隆		対面
	九州運輸局鉄道部計画課	課長	椎葉　幸博		対面
	九州運輸局自動車交通部旅客第一課	課長	松原　陽介		対面
	九州運輸局自動車交通部旅客第二課	主査	桝田　豊滋		対面
	九州運輸局海事振興部旅客課	課長	髙田　俊宏		対面
	九州運輸局海上安全環境部海事技術専門官	船舶検査官	石川　皓貴		対面
	九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	課長	有村　剛		対面
	九州地方整備局企画部	企画調整官	飯島　直己		対面
	九州地方整備局建政部住宅整備課	課長	続　功輔		対面
	大阪航空局空港連携調整官	空港連携調整官	高木　信演		オンライン
	大阪航空局空港連携調整官	空港連携調整官	太田　直樹		オンライン
事務局	九州運輸局交通政策部共生社会推進課	課長補佐	金元　綾子		対面
	九州運輸局交通政策部共生社会推進課	企画係長	山下　大二郎		対面
	九州運輸局交通政策部共生社会推進課	係員	小野　りほ		対面
	九州地方整備局企画部企画課	課長	木下　覚人		対面
	九州地方整備局企画部企画課	課長補佐	吉武　竜馬		対面
	九州地方整備局企画部企画課	企画第二係長	馬場　彰一		対面
	九州地方整備局企画部企画課	係員	川崎　結奈		対面

資料1

九州におけるバリアフリー化の状況と主な取組について

令和８年８月２５日

九州運輸局
九州地方整備局

旅客施設・車両

九州におけるバリアフリー化の状況（旅客施設①）

九州運輸局管内県別 **バリアフリー情報（旅客施設）**

令和6年度
令和6年4月～令和7年3月

☆ 鉄軌道駅のバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的利用者数3,000人／日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人／日以上3,000人／日未満の施設数（A）	段差の解消（駅数）（B）	割合（%）（B）／（A）	視覚障害者誘導用ブロック（駅数）（C）	割合（%）（C）／（A）	トイレ設置（駅数）（D）	障害者用トイレの設置（駅数）（E）	割合（%）（E）／（D）	案内設備（F）	割合（%）（F）／（A）
福岡県	155	145	93.5%	117	75.5%	151	119	78.8%	89	57.4%
佐賀県	6	6	100.0%	4	66.7%	6	4	66.7%	3	50.0%
長崎県	22	19	86.4%	9	40.9%	8	8	100.0%	8	36.4%
熊本県	20	15	75.0%	16	80.0%	13	9	69.2%	15	75.0%
大分県	9	9	100.0%	8	88.9%	8	8	100.0%	6	66.7%
宮崎県	2	2	100.0%	2	100.0%	2	2	100.0%	2	100.0%
鹿児島県	19	13	68.4%	12	63.2%	14	11	78.6%	11	57.9%
九州	233	209	89.7%	168	72.1%	202	161	79.7%	134	57.5%
全国	3,577	3,371	94.2%	1,662	46.5%	3,330	3,086	92.7%	2,765	77.3%

☆ 旅客船ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的利用者数2,000人／日以上の施設数（A）	段差の解消（施設数）（B）	割合（%）（B）／（A）	視覚障害者誘導用ブロック（施設数）（C）	割合（%）（C）／（A）	トイレ設置（施設数）（D）	障害者用トイレの設置（施設数）（E）	割合（%）（E）／（D）	案内設備（F）	割合（%）（F）／（A）
福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	–	–
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	–	–
長崎県	1	1	100.0%	0	0%	1	1	100.0%	1	100.0%
熊本県	—	—	—	—	—	—	—	—	–	–
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—	–	–
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	–	–
鹿児島県	4	4	100.0%	4	100.0%	4	1	25.0%	4	100.0%
九州	5	5	100.0%	4	80.0%	5	2	40.0%	5	100.0%
全国	17	16	94.1%	14	82.4%	17	13	76.5%	13	76.5%

☆バスターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的利用者数3,000人／日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人／日以上3,000人／日未満の施設数（A）	段差の解消（施設数）（B）	割合（%）（B）／（A）	視覚障害者誘導用ブロック（施設数）（C）	割合（%）（C）／（A）	トイレ設置（施設数）（D）	障害者用トイレの設置（施設数）（E）	割合（%）（E）／（D）	案内設備（F）	割合（%）（F）／（A）
福岡県	7	7	100.0%	6	85.7%	7	6	85.7%	7	100.0%
佐賀県	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
長崎県	4	3	75.0%	4	100.0%	4	2	50.0%	2	50.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
大分県	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
宮崎県	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
鹿児島県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
九州	13	12	92.3%	12	92.3%	13	10	76.9%	11	84.6%
全国	45	42	93.3%	41	91.1%	38	27	71.1%	34	75.6%

☆ 航空旅客ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

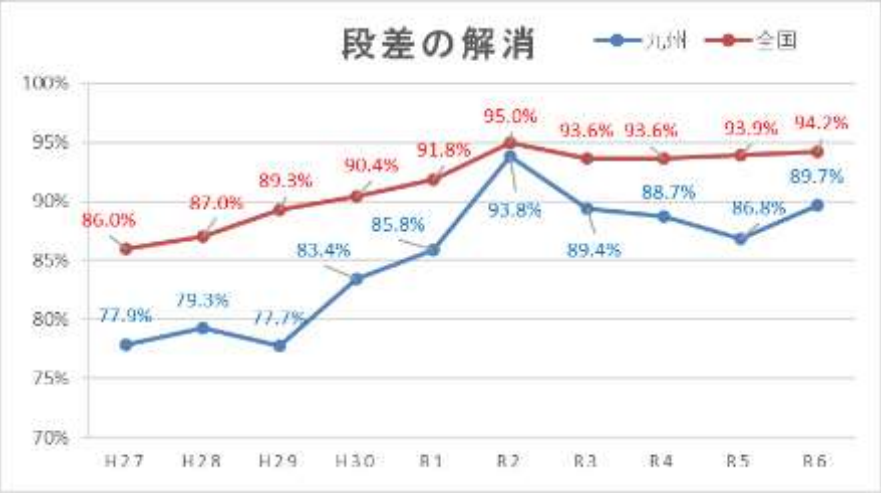
都道府県	平均的利用者数2,000人／日以上の施設数（A）	段差の解消（施設数）（B）	割合（%）（B）／（A）	視覚障害者誘導用ブロック（施設数）（C）	割合（%）（C）／（A）	トイレ設置（施設数）（D）	障害者用トイレの設置（施設数）（E）	割合（%）（E）／（D）	案内設備（F）	割合（%）（F）／（A）
福岡県	3	3	100.0%	3	100.0%	3	3	100.0%	3	100.0%
佐賀県	0	0	–	0	–	0	0	–	0	–
長崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
大分県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
宮崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
鹿児島県	2	2	100.0%	1	50.0%	2	2	100.0%	1	50.0%
九州	9	9	100.0%	8	88.9%	9	9	100.0%	8	88.9%
全国	45	44	97.8%	44	97.8%	45	44	97.8%	42	93.3%

九州におけるバリアフリー化の状況（旅客施設②ー鉄軌道駅）

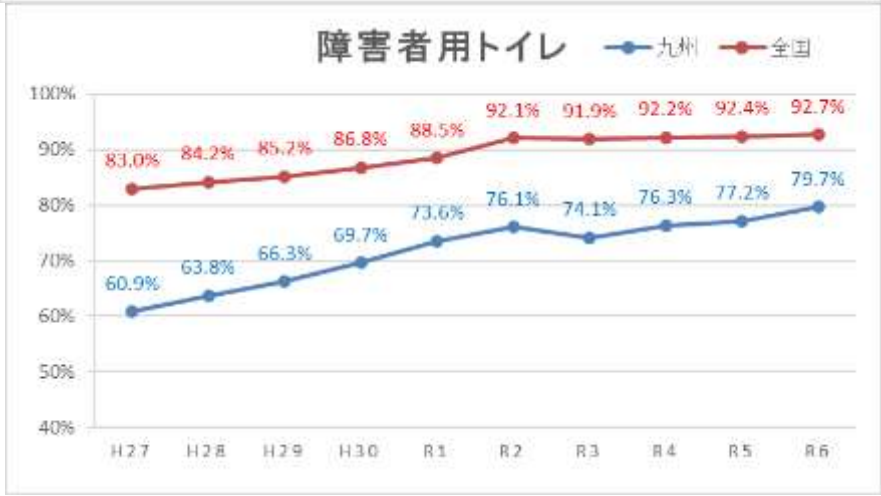
国土交通省 九州運輸局

全国目標 原則100%

鉄軌道駅のバリアフリー化の割合は、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、令和6年度、九州においては誘導ブロックを除き、全国平均を下回っている状況。









※令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。
※「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。
※「案内設備」については令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づきバリアフリー指標として追加。

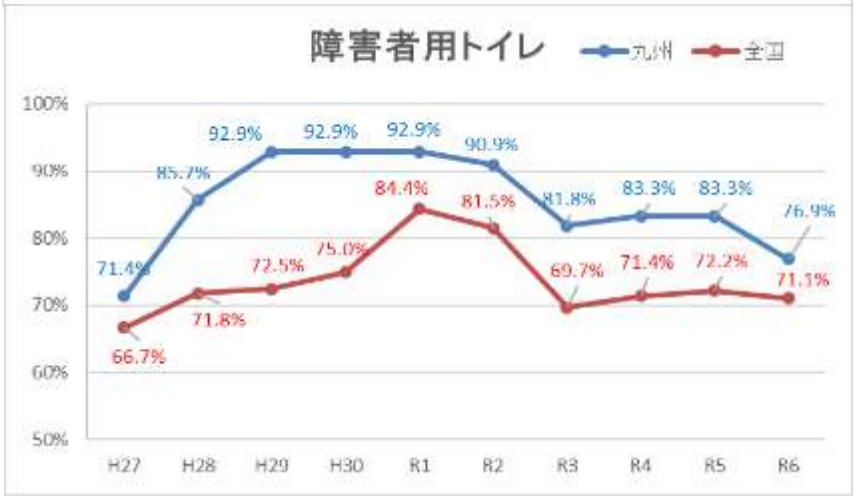
九州におけるバリアフリー化の状況（旅客施設③ーバスターミナル）

全国目標 原則100％

バスターミナルのバリアフリー化の割合は、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しており、令和6年度、九州においては段差の解消、誘導ブロックについて概ね全国平均並み、障害者用トイレ、案内設備について全国平均を上回っている状況。









※令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。
※「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。
※「案内設備」については令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づきバリアフリー指標として追加。

九州におけるバリアフリー化の状況（旅客施設④ー旅客船ターミナル）

全国目標 原則100％

旅客船ターミナルのバリアフリー化の割合は、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、令和6年度、九州においては障害者用トイレの割合が下落。（対象施設の母数が少なく、少しの増減で割合が大きく変動する傾向にある。）
誘導ブロックについては概ね全国平均並み、段差の解消、案内設備については全国平均を上回っている状況。









※令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。
※「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。
※「案内設備」については令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づきバリアフリー指標として追加。

九州におけるバリアフリー化の状況（旅客施設⑤ー航空旅客ターミナル）

全国目標 原則100％

航空旅客ターミナルのバリアフリー化の割合は、コロナ以降の航空需要が回復し、対象施設が増加したことによる変動が多少あるものの、高い水準で推移しており、令和6年度、九州においても全国平均と同様に高水準を維持し、目標も概ね達成している状況。









※令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。
※「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。
※「案内設備」については令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づきバリアフリー指標として追加。

九州におけるバリアフリー化の状況（車両等①）

国土交通省 九州運輸局

九州運輸局管内県別　**バリアフリー情報（車両等）**

令和6年度
令和6年4月～令和7年3月

☆ 鉄軌道車両

都道府県	車両総数（A）	移動円滑化基準適合車両数（B）	割合（%）（B）／（A）
福岡県	2,124	510	24.0%
佐賀県	0	0	―
長崎県	109	29	26.6%
熊本県	106	60	56.6%
大分県	2	0	0.0%
宮崎県	0	0	―
鹿児島県	55	0	0.0%
九州	2,396	599	25.0%
全国	51,722	32,430	62.7%

☆ バス車両

都道府県	ノンステップバス			リフト付きバス等			車両総数（A）+（C）
	車両数（A）	移動円滑化基準適合車両数（B）	割合（%）（B）／（A）	車両数（C）	移動円滑化基準適合車両数（D）	割合（%）（D）／（C）	
福岡県	2,083	895	43.0%	359	24	6.7%	2,442
佐賀県	199	151	75.9%	46	3	6.5%	245
長崎県	1,069	428	40.0%	247	16	6.5%	1,316
熊本県	590	486	82.4%	303	4	1.3%	893
大分県	375	131	34.9%	158	13	8.2%	533
宮崎県	296	146	49.3%	41	4	9.8%	337
鹿児島県	776	232	29.9%	261	10	3.8%	1,037
九州	5,388	2,469	45.8%	1,415	74	5.2%	6,803
全国	44,735	32,237	72.1%	9,788	602	6.2%	54,523

☆ 旅客船

都道府県	船舶総数（A）	移動円滑化基準適合数（B）	割合（%）（B）／（A）
福岡県	40	27	67.5%
佐賀県	7	4	57.1%
長崎県	51	34	66.7%
熊本県	9	3	33.3%
大分県	14	8	57.1%
宮崎県	4	2	50.0%
鹿児島県	21	18	85.7%
山口県	18	8	44.4%
九州	164	104	63.4%
全国	662	394	59.5%

☆ タクシー

都道府県	車両総数（A）	**福祉タクシー**（B）		
			うち**UDタクシー**（C）	総数に対するUDタクシーの割合（%）（C）／（A）
福岡県	8,365	2,168	1,764	21.1%
佐賀県	922	187	132	14.3%
長崎県	2,229	449	153	6.9%
熊本県	2,564	392	110	4.3%
大分県	1,856	572	340	18.3%
宮崎県	1,717	287	131	7.6%
鹿児島県	2,660	399	156	5.9%
九州	20,313	4,454	2,786	13.7%
全国	167,428	59,917	47,119	28.1%

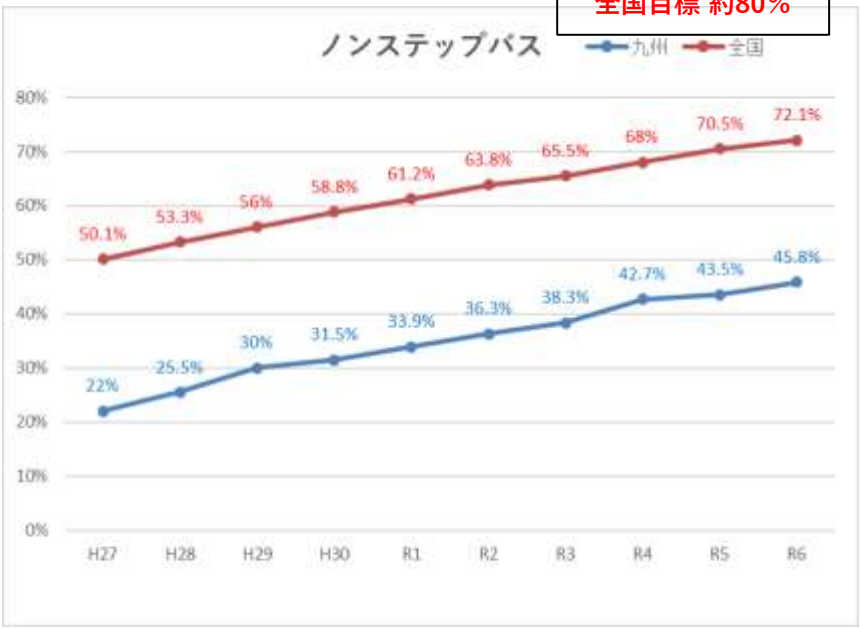
※九州運輸局は山口県の下関海事事務所を管轄に含むため、下関海事事務所の数値を計上している。

九州におけるバリアフリー化の状況（車両等②－鉄軌道車両／バス）

全国目標 約70%



全国目標 約80%



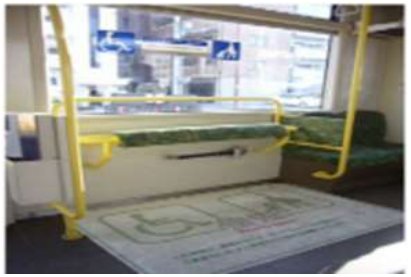
鉄軌道車両については総車両数のうち約70%について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとしており、令和2年4月の基準改正により、令和3年度以降は大きく減少はしたが、令和6年度は全国では60%以上実施済み。九州においては令和4年から令和6年にかけて5%以上の増加がみられ、堅調に推移しているものの、全国平均を下回っている状況。

バス車両については、総車両数からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両を除いた車両の80%について、令和7年度までにノンステップバスを導入して移動等円滑化を実施することとしている。

令和6年度末において全国では約72%の導入状況となっており、九州においても堅調に推移しているが、全国平均を下回っている状況。

※鉄軌道車両の基準適合車両については車いすスペースや案内装置を設ける等、公共交通移動等円滑化基準（令和2年4月に施行された基準）のすべてに適合している車両数をいう。

※令和3年度以降は、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2か所以上とすること等を義務付け）への適合状況を示している。



鉄道：車いすスペースの表示

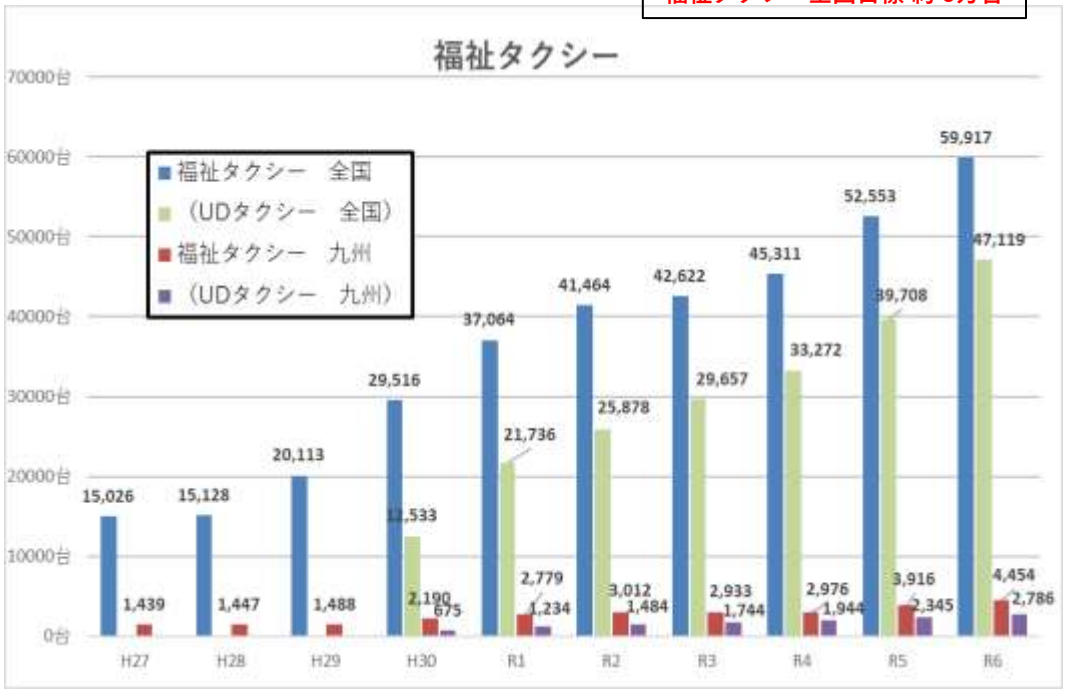


ノンステップバス

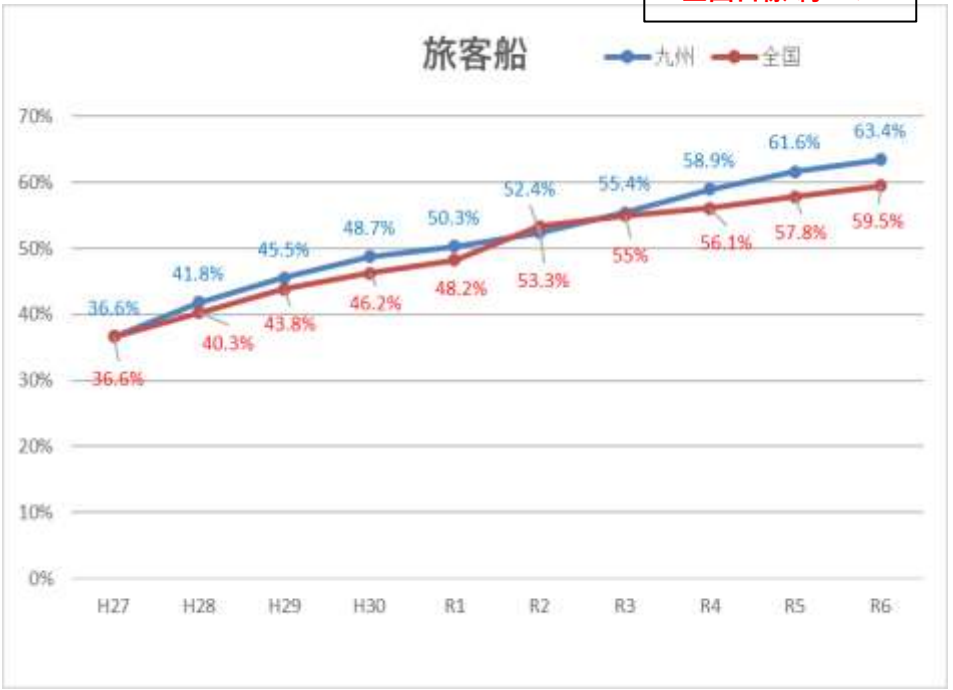
写真：バリアフリー整備ガイドラインより

九州におけるバリアフリー化の状況（車両等③－タクシー／旅客船）

福祉タクシー全国目標 約 9万台



全国目標 約60%



タクシー車両については、全国で令和7年度までに、約90,000台の福祉タクシー（UDタクシーを含む）を導入することとされており、令和6年度末までに59,917台の導入状況となっている。そのうち九州では4,454台の導入となっている。

旅客船（一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する船舶）総隻数のうち約60%について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとされている。全国では令和6年度末までに約59%で実施され、九州については63.4%で全国平均を上回っており、全国目標を達成している状況。



UDタクシー



バリアフリーのタラップ

写真：バリアフリー整備ガイドラインより

道路

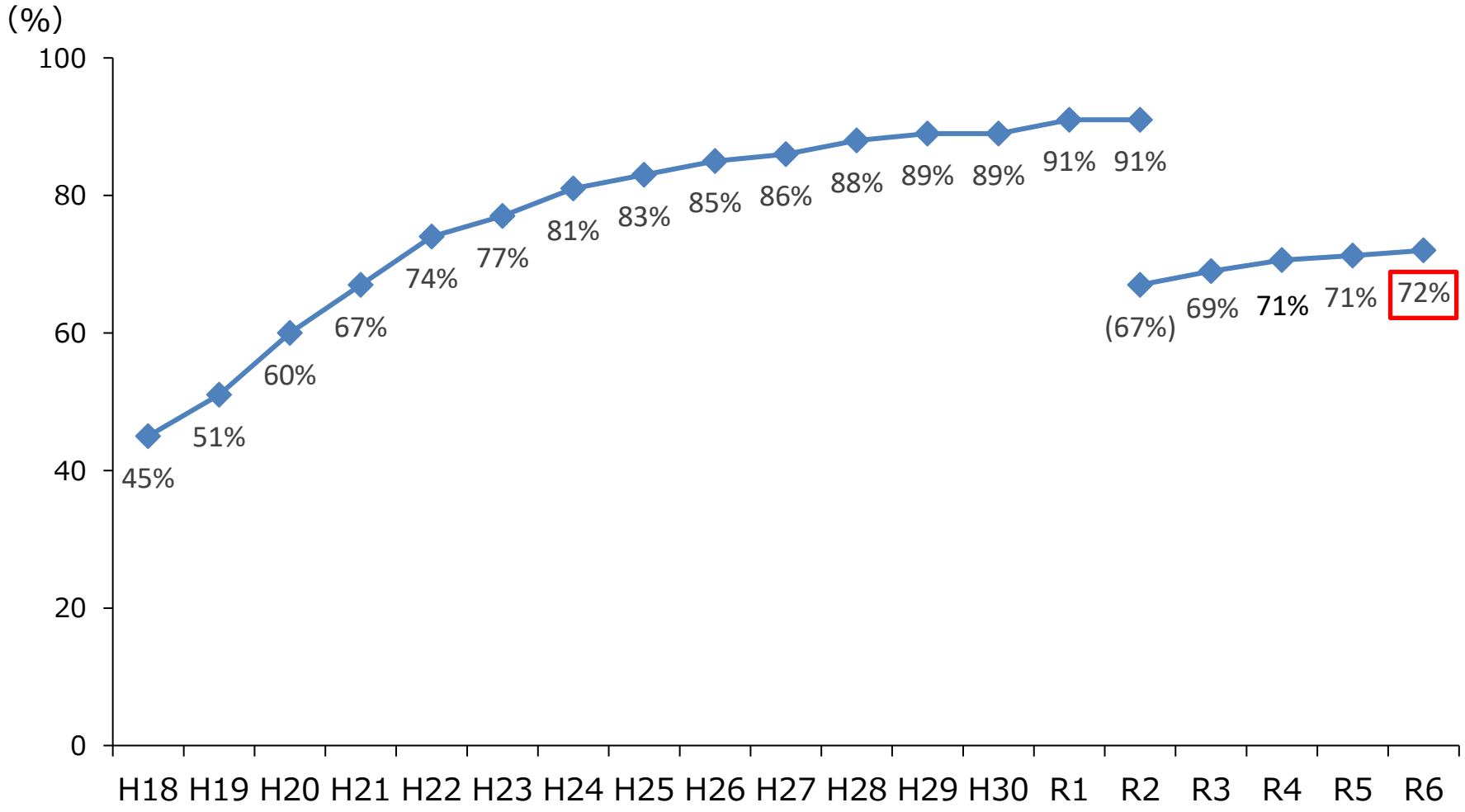
※地域については各地方整備局等の管轄区域を基本としており、内訳は以下のとおり。

北海道	（北海道）
東北	（青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県）
関東	（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
北陸	（新潟県、富山県、石川県）
中部	（静岡県、愛知県、岐阜県、三重県）
近畿	（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県）
中国	（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
四国	（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
九州	（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
沖縄	（沖縄県）

特定道路のバリアフリー化の推移（全国）

国土交通省

- 原則として**重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約70%**について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとされている。
- 着実に整備が進められており、**令和６年度末までに約７２%が実施済み**となった。



特定道路のバリアフリー状況（地域別）

国土交通省

（目標値：70%）	北海道	東北	関東	北陸	中部
特定道路指定延長（ｋｍ）	288.3	157.7	1706.5	90.9	410.9
整備延長（ｋｍ）	265.4	135.7	1041.2	84.8	351.4
割合	92%	86%	61%	93%	86%

（目標値：70%）	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
特定道路指定延長（ｋｍ）	1100.6	177.1	81.5	403.3	28.8	4445.6
整備延長（ｋｍ）	784.0	140.0	65.5	319.4	25.0	3212.4
割合	71%	79%	80%	79%	87%	72%

（令和6年度末時点）

都市公園・路外駐車場

九州における県別のバリアフリー化の状況（都市公園・路上駐車場）

九州地方整備局管内県別 **バリアフリー情報**

都市公園・路外駐車場 （令和7年3月31日現在）

☆ 園路及び広場(都市公園)

都道府県	総数	移動円滑化基準適合	割合（%）
福岡県	436	239	54.8%
佐賀県	110	45	40.9%
長崎県	106	74	69.8%
熊本県	75	50	66.7%
大分県	93	79	84.9%
宮崎県	114	62	54.4%
鹿児島県	174	107	61.5%
九州	1,108	656	59.2%
全国	9,565	6,161	64.4%

☆ 駐車場(都市公園)

都道府県	総数	移動円滑化基準適合	割合（%）
福岡県	235	112	47.7%
佐賀県	82	40	48.8%
長崎県	111	55	49.5%
熊本県	71	42	59.2%
大分県	72	46	63.9%
宮崎県	92	49	53.3%
鹿児島県	148	76	51.4%
九州	811	420	51.8%
全国	6,112	3,463	56.7%

☆便所(都市公園)

都道府県	総数	移動円滑化基準適合	割合（%）
福岡県	379	177	46.7%
佐賀県	111	86	77.5%
長崎県	122	84	68.9%
熊本県	76	57	75.0%
大分県	99	79	79.8%
宮崎県	113	62	54.9%
鹿児島県	175	134	76.6%
九州	1,075	679	63.2%
全国	9,076	5,845	64.4%

☆ 特定路外駐車場

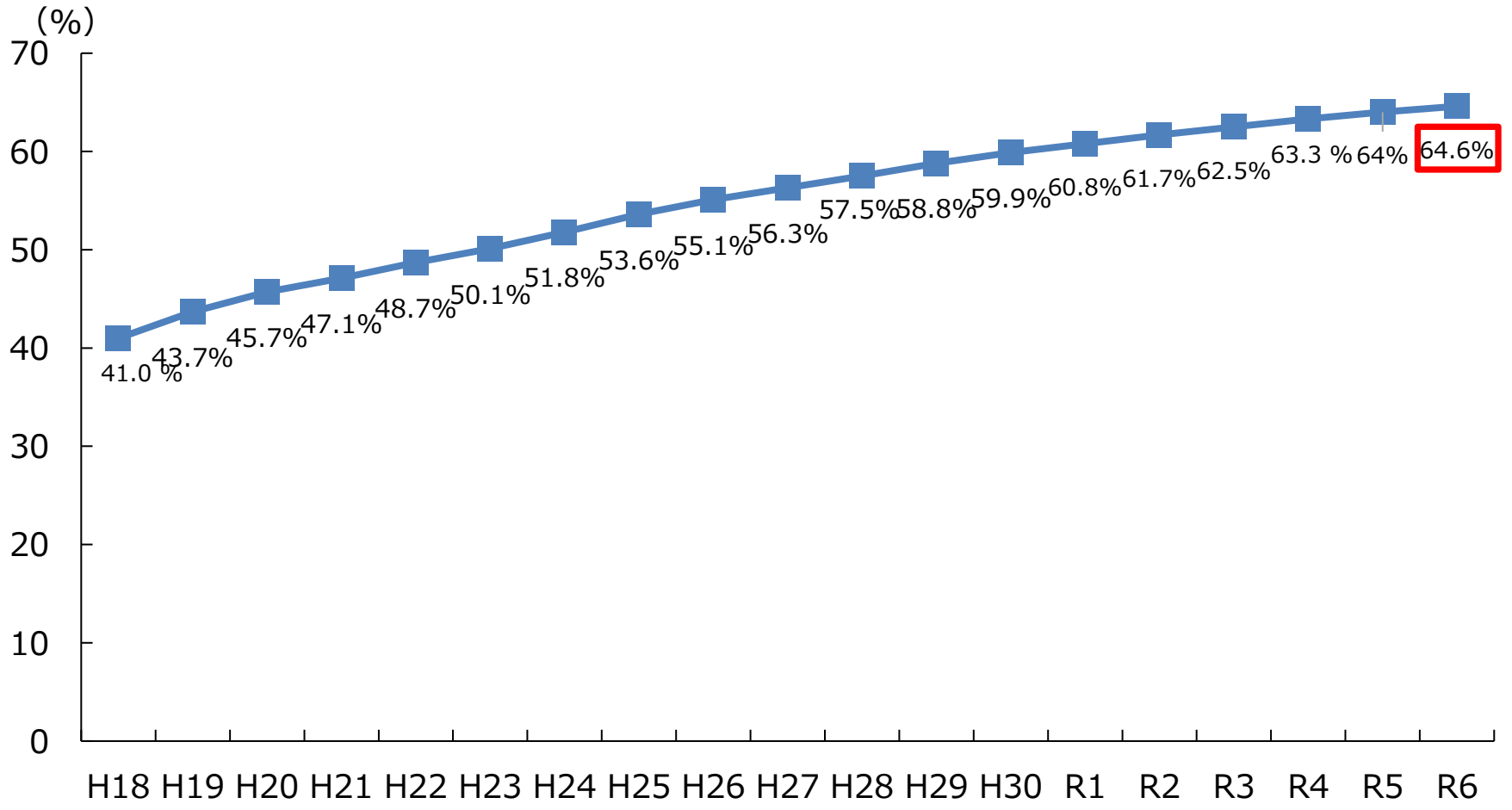
都道府県	総数（箇所）	移動等円滑化基準適合（箇所）	割合（%）
福岡県	177	163	92.1%
佐賀県	36	23	63.9%
長崎県	45	33	73.3%
熊本県	29	19	65.5%
大分県	34	28	82.4%
宮崎県	20	15	75.0%
鹿児島県	31	18	58.1%
九州	372	299	80.4%
全国	3,089	2,393	77.5%

建築物

建築物のバリアフリー化の推移（全国）

国土交通省

- 令和７年度までに、**床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く）の総ストックの約67%**について、移動等円滑化を実施するという目標が設定されている。
- **令和６年度末までに約６５％が実施済み**である。



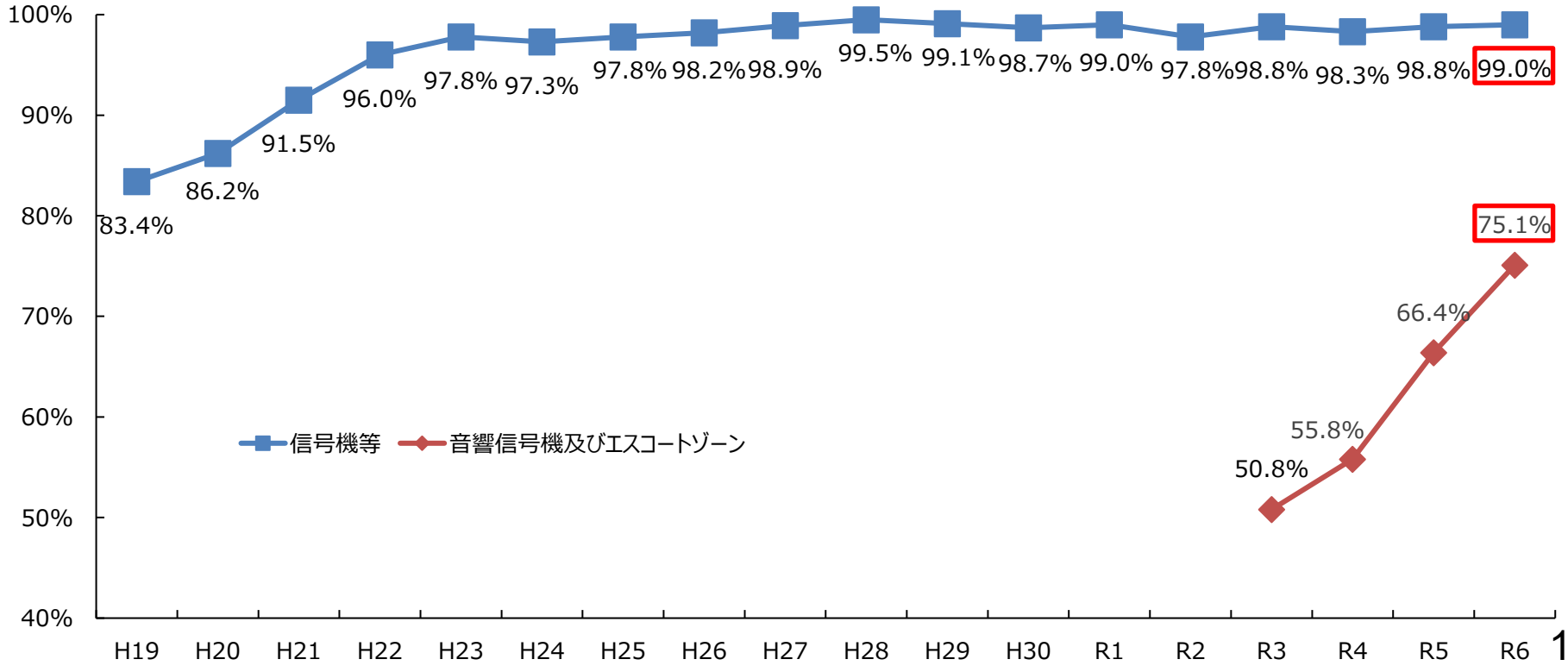
信号機等

※地域については管区警察局等の管轄区域を基本としており、内訳は以下のとおり。
北海道警察（北海道）
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
警視庁（東京都）
関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）
中部（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）
近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

信号機等のバリアフリー化の推移（全国）

- **重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等**については、令和７年度までに、**原則として全て**の当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施することとされており、**着実に導入が進められ、令和６年度末までに99.0%が実施**された。
- また、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、**視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等**については、令和７年度までに**原則として全て**の当該部分において音響信号機及びエスコートゾーンを設置することとされ、**令和６年度末までに75.1%が実施**された。

（警察庁資料による）



信号機等のバリアフリー状況（地域別）

（警察庁資料による）

北海道	東北	東京都	関東	中部
92.3%	98.3%	97.6%	99.8%	99.7%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
99.9%	99.9%	100.0%	99.8%	99.0%

※管区警察局等別

（令和6年度末時点）

音響信号機及びエスコートゾーンのバリアフリー状況（地域別）

（警察庁資料による）

北海道	東北	東京都	関東	中部
－	63.0%	83.2%	57.9%	91.3%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
79.4%	84.8%	62.6%	76.6%	75.1%

※管区警察局等別

（令和6年度末時点）

【参考】基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要（2024年度末）

国土交通省

● バリアフリー法に基づく基本方針に定められた2025年度までの**第3次整備目標の達成状況（2024年度末）及び2026年度から2030年度までの第4次整備目標は下記のとおり**。（なお、参考値及び現状値については、小数第１位を四捨五入。）

2030（令和12）年度末までの目標			2024年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
鉄軌道	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約94%	**原則 100%**	**原則 100%**	・地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ・その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ・高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、駅及び周辺施設の状況や駅の利用状況及び駅の構造等の制約条件等を踏まえ、地域の支援の下、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める
		転落防止設備	約84%	**原則 100%**	**原則 100%**	
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約45%	**原則 100%**	**原則 100%**	
		案内設備※3	約77%	**原則 100%**	**原則 100%**	
		障害者用トイレ※4	約92%	**原則 100%**	**原則 100%**	
		障害者対応型券売機	（約91%）	-	**原則 100%**	
		拡幅改札口	（約97%）	-	**原則 100%**	
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数 ※カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数（内数表記）		2,647番線 （559番線）	**3,000番線 （800番線）**	**4,000番線 （900番線）**	
	プラットホームと車両の段差・隙間を縮小している番線数		（※5）	-	**4,000番線**	
	鉄軌道車両におけるバリアフリー化率		約60%※6※7	**約70%※7**	**約80%※8**	・新幹線車両及び特急車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バス	2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約93% （約88%）(注)	**原則 100%**	**原則 100%**	・その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化 (注)現状値のカッコ内は、2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率の参考値
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約86% （約73%）(注)	**原則 100%**	**原則 100%**	
		案内設備※3	約79% （約69%）(注)	**原則 100%**	**原則 100%**	
		障害者用トイレ※4	約72% （約69%）(注)	**原則 100%**	**原則 100%**	
	乗合バス車両におけるバリアフリー化率	ノンステップバス	約71%※6	**約80%**	**約90%**	
		リフト付きバス（適用除外車両）	約 9%※6	**約25%**	**約25%**	・高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		空港アクセスバス※9	約41%※6	**約50%**	**約60%**	
	貸切バス車両におけるバリアフリー化率		1,229台	**約2,100台**	**約2,100台**	

（赤字：第３次目標から変更した箇所）

【参考】基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要（2024年度末）

国土交通省

2030（令和12）年度末までの目標			2024年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
タクシー	福祉タクシー車両におけるバリアフリー化率		52,553台※6	約90,000台	約90,000台	
		ユニバーサルデザインタクシーの割合(注)	約 9%※6※10	100%	100%	(注)各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
旅客船	2,000人以上/日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約94%	原則 100%	原則 100%	• 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 • その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約82%	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約65%	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約94%	原則 100%	原則 100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)におけるバリアフリー化率		約58%※6	約60%	約70%	• 2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 • その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	2,000人以上/日の航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	100%	原則 100%	原則 100%	• その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約98%	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約95%	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	100%	原則 100%	原則 100%	
	航空機におけるバリアフリー化率		100%※6	原則 100%	原則 100%	• 更なる改善を実現するため、当事者や事業者等と連携しながら、航空機のバリアフリー化に向けた機運醸成を図る。
道路	重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化率		約71%	約70%	約77%	
都市公園	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率	園路及び広場	約64%	約70%	約70%	• その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		駐車場	約56%	約60%	約60%	
		便所	約64%	約70%	約70%	
路外駐車場	特定路外駐車場におけるバリアフリー化率		約75% （約29%）(注)	約75%	約35%(注)	(注)令和７年６月施行の新たな基準への適合状況を踏まえて目標を設定 現状値のカッコ内は、令和７年６月施行の新たな基準を踏まえた参考値

（赤字：第３次目標から変更した箇所）

【参考】基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要（2024年度末）

2030（令和12）年度末までの目標		2024年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物におけるバリアフリー化率	約64%	**約67%**	**約70%**	• 床面積の合計が2,000m²未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 • 公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
	当該年度に着工した2,000㎡以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階（基本構想～実施設計）で当事者参画を実施した工事の割合	-	-	**原則 100%**	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率	約99%	**原則 100%**	**原則 100%**	• その他、基本構想等の作成状況や地域の実情に鑑み、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	約66%	**原則 100%**	**原則 100%**	
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	50自治体 ※12	**約350自治体 (注)**	**約350自治体 (注)**	(注)全市町村（約1,740）の2割程度に相当
	移動等円滑化基本構想の作成	334自治体 ※12	**約450自治体 (注)**	**約450自治体 (注)**	(注)2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村（約730：平成29年度時点）の6割に相当
	基本構想等を作成した自治体のうち、当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合 ※11	（約30%） ※12	–	**約60%**	
心のバリアフリー	「障害の社会モデル」の理解度※13	約22% –	**約50%** –	**約60%**	• 移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する
	障害のある人へ支援をしようとする人の割合※13	約81% –	**原則 100%** –	**原則 100%**	
	多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合※13	–	–	**原則100%**	

※1　バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第４条（移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象）及び鉄軌道駅に限っては公共交通移動等円滑化基準第18条の2への適合をもって算定。
※2　バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第９条への適合をもって算定。
※3　バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定。
※4　バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。また、トイレを設置している施設における割合。
※5　国土交通省集計値 2,169番線
※6　各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
※7　2020年４月に施行されたバリアフリー基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを１列車につき２か所以上とすること等を義務付け）への適合状況。
※8　2023年４月に施行された新たなバリアフリー基準（新幹線及び特急車両における車椅子用フリースペース設置等を義務付け）への適合状況。
※9　１日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港（27空港））へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。
※10　タクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合。
※11　協議会等を活用して基本構想等の事後評価を実施している自治体及び基本構想等の見直し等を実施している自治体（直近で５年以上基本構想等の事後評価や見直し等を実施していない自治体を除く。））
※12　2024年度末の実績値
※13　インターネットモニターアンケート「公共交通機関を利用する際の配慮について」による。

（赤字：第３次目標から変更した箇所）

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・基本構想の作成状況

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**。
具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

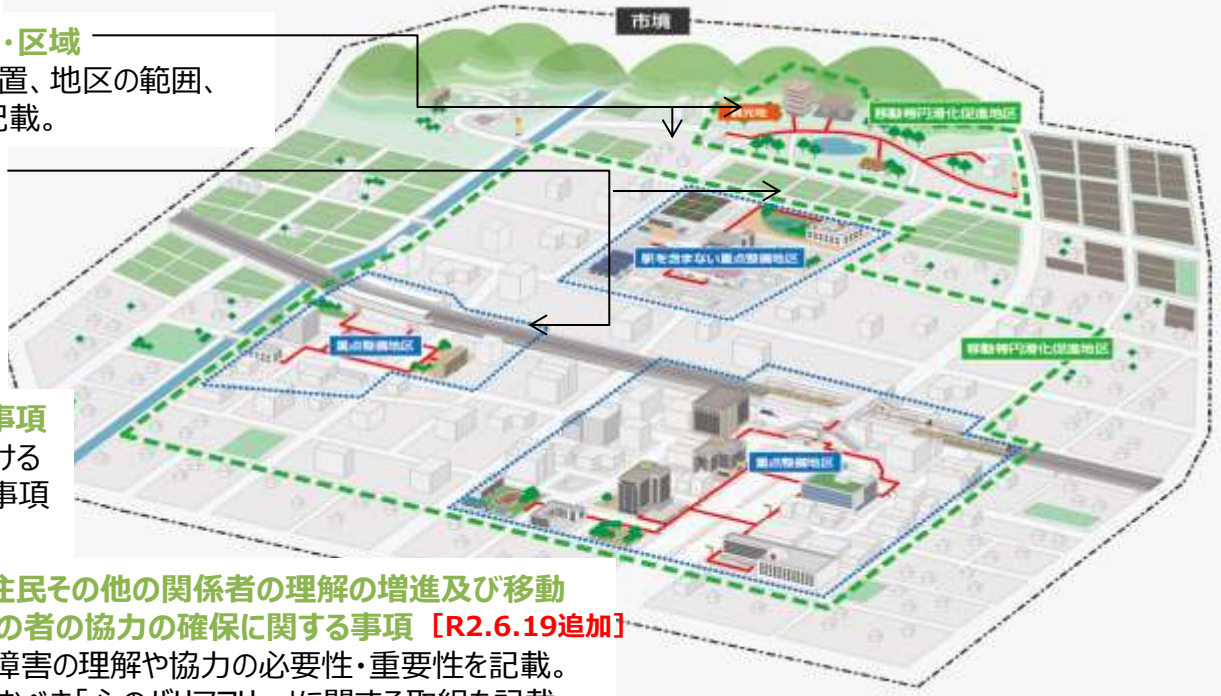
- マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

●移動等円滑化促進地区の位置・区域
- 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

●生活関連施設・生活関連経路
- 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

●移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。



●移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項［R2.6.19追加］
- 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。

◎ 行為の届出に関する事項

- 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

移動等円滑化基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。
基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

●重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

●生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（３以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

●実施すべき特定事業に関する事項
[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容　・対象施設
- 事業者　・整備内容
- 事業実施時期

等を記載。

●移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載

✡市街地開発事業との調整
✡駐輪施設の整備等の市街地改善
✡交通手段の充実
✡ソフト施策　　等



凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

（参考）基本構想に位置づけられる特定事業

○ 特定事業は７事業あり、ハード整備に関する６事業と、令和２年５月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）である。
○ 特定事業は、基準適合義務が課されていない既存の施設等についてバリアフリー化を進めることができる。

<ハード整備に関する事業>

○公共交通特定事業




ノンステップバスの導入
ホームドアの設置　等

○道路特定事業




幅の広い歩道の整備
視覚障害者誘導用ブロックの設置　等

○路外駐車場特定事業



車椅子使用者用駐車区画の整備 等

○都市公園特定事業



園路の段差解消
バリアフリートイレの整備　等

○建築物特定事業




建築物内のエレベーター設置等の段差解消
バリアフリートイレの整備

○交通安全特定事業




音響式信号機
残り時間のわかる信号機
エスコートゾーンの設置　等

<ソフト対策に関する事業>

○教育啓発特定事業

令和７年10月時点で82の地方公共団体が、基本構想において教育啓発特定事業を位置づけ、学校連携教育事業又は理解教育啓発事業を推進している。


＜福岡市＞バリアフリー教室の開催


＜札幌市＞ワークショップの開催

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の作成市町村一覧

国土交通省

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）作成市町村一覧（令和７年度末時点）**54市区町**

※参考（令和６年度末時点）**50市区町**

都道府県	市町村
北海道	長万部町
青森県	三沢市
岩手県	遠野市
	宮古市
宮城県	仙台市
秋田県	大館市
	秋田市
福島県	福島市
	郡山市
茨城県	つくば市
群馬県	安中市
埼玉県	春日部市
	戸田市
	本庄市
千葉県	千葉市
東京都	大田区
	武蔵野市
	新宿区
	日野市
	調布市
	目黒区
	江戸川区
	杉並区
	世田谷区
	葛飾区
	府中市
	墨田区
	中野区
新潟県	新潟市
	糸魚川市
	小千谷市
富山県	射水市
静岡県	富士市
三重県	伊勢市
滋賀県	大津市
大阪府	堺市
	豊中市
	高槻市
	池田市
	吹田市
兵庫県	明石市
奈良県	奈良市
	田原本町
	大和郡山市
鳥取県	鳥取市
岡山県	岡山市
広島県	呉市
山口県	宇部市
福岡県	飯塚市
	田川市
	福岡市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
長崎県	長崎市

移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）作成市町村一覧（令和７年度末時点）**338市区町村**

※参考（令和６年度末時点）**334市区町村**

都道府県	市町村
北海道	札幌市
	小樽市
	旭川市
	室蘭市
	釧路市
	北見市
	苫小牧市
	江別市
	千歳市
	滝川市
	深川市
	富良野市
	恵庭市
	伊達市
	枝幸町
	遠軽町
	登別市
	長万部町
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
	一関市
	宮古市
宮城県	仙台市
	松島町
秋田県	秋田市
	大館市
山形県	山形市
	南陽市
福島県	福島市
	会津若松市
	郡山市
	いわき市
	泉崎村
茨城県	水戸市
	日立市
	土浦市
	石岡市
	笠間市
	取手市
	ひたちなか市
	守谷市
栃木県	宇都宮市
	栃木市
	佐野市
	鹿沼市
	日光市
	小山市
	那須塩原市
	下野市
	壬生町
群馬県	前橋市
	高崎市
	伊勢崎市
	安中市

都道府県	市町村
埼玉県	さいたま市
	熊谷市
	川口市
	所沢市
	東松山市
	深谷市
	入間市
	白岡市
	小川町
	寄居町
	戸田市
千葉県	千葉市
	市川市
	船橋市
	松戸市
	野田市
	習志野市
	柏市
	市原市
	流山市
	八千代市
	我孫子市
	鎌ケ谷市
	浦安市
	袖ケ浦市
	君津市
東京都	千代田区
	港区
	新宿区
	文京区
	台東区
	墨田区
	江東区
	品川区
	目黒区
	大田区
	世田谷区
	中野区
	杉並区
	豊島区
	北区
	荒川区
	板橋区
	練馬区
	足立区
	葛飾区
	渋谷区
	八王子市
	武蔵野市
	三鷹市
	府中市
	調布市
	町田市
	小金井市
	日野市
	羽村市
	国分寺市

都道府県	市町村
神奈川県	横浜市
	川崎市
	相模原市
	平塚市
	鎌倉市
	藤沢市
	小田原市
	茅ヶ崎市
	逗子市
	三浦市
	秦野市
	厚木市
	大和市
	伊勢原市
	座間市
	大磯町
	二宮町
新潟県	新潟市
	長岡市
	柏崎市
	新発田市
	見附市
	糸魚川市
	上越市
	南魚沼市
	湯沢町
	小千谷市
富山県	魚津市
	射水市
	高岡市
	黒部市
	入善町
	朝日町
石川県	金沢市
福井県	福井市
	敦賀市
	坂井市
山梨県	甲府市
	山梨市
	笛吹市
	上野原市
長野県	松本市
	岡谷市
	諏訪市
	塩尻市
	茅野市
岐阜県	岐阜市
	多治見市
	中津川市
	瑞浪市
	羽島市
	恵那市
	美濃加茂市
	土岐市
	各務原市
	可児市
	瑞穂市
	笠松町
	垂井町

都道府県	市町村
静岡県	静岡市
	浜松市
	沼津市
	熱海市
	三島市
	富士宮市
	伊東市
	島田市
	富士市
	焼津市
	藤枝市
	御殿場市
	袋井市
愛知県	名古屋市
	岡崎市
	弥富市
	瀬戸市
	春日井市
	豊川市
	刈谷市
	豊田市
	日進市
	知多市
	阿久比町
三重県	津市
	伊勢市
	松阪市
	桑名市
	亀山市
滋賀県	大津市
	彦根市
	長浜市
	近江八幡市
	草津市
	守山市
	栗東市
	甲賀市
	野洲市
	高島市
	米原市
	竜王町
京都府	京都市
	福知山市
	宇治市
	亀岡市
	向日市
	長岡京市
	八幡市
	京田辺市
	木津川市
	大山崎町
	精華町

都道府県	市町村
大阪府	大阪市
	堺市
	岸和田市
	豊中市
	池田市
	吹田市
	高槻市
	貝塚市
	守口市
	枚方市
	茨木市
	八尾市
	泉佐野市
	富田林市
	寝屋川市
	河内長野市
	松原市
	大東市
	和泉市
	箕面市
	柏原市
	羽曳野市
	門真市
	摂津市
	高石市
	藤井寺市
	東大阪市
	泉南市
	四條畷市
	交野市
	大阪狭山市
	阪南市
	島本町
兵庫県	神戸市
	姫路市
	明石市
	西宮市
	芦屋市
	加古川市
	宝塚市
	川西市
	播磨町
奈良県	奈良市
	大和郡山市
	橿原市
	香芝市
	葛城市
	五條市
	河合町
	桜井市
	斑鳩町
	上牧町
	生駒市
	御所市
	田原本町
和歌山県	和歌山市
	橋本市
	田辺市
	高野町
	那智勝浦町

都道府県	市町村
鳥取県	鳥取市
	米子市
	倉吉市
島根県	松江市
	出雲市
	江津市
岡山県	倉敷市
	笠岡市
	津山市
	岡山市
	和気町
	里庄町
広島県	広島市
	呉市
	三原市
	尾道市
	福山市
	東広島市
	廿日市市
	大竹市
	海田町
	坂町
山口県	下関市
	山口市
	周南市
	光市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
	丸亀市
愛媛県	松山市
	今治市
高知県	高知市
福岡県	北九州市
	福岡市
	大牟田市
	久留米市
	筑紫野市
	大野城市
	古賀市
	福津市
	糸島市
	遠賀町
	築上町
佐賀県	唐津市
長崎県	長崎市
	佐世保市
熊本県	熊本市
	玉東町
	荒尾市
大分県	大分市
	別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
	日置市
沖縄県	那覇市
	宮古島市

九州における基本構想・マスタープランの作成状況

➢基本構想及び移動等円滑化促進方針の制度は、市町村が中心となり、施設単体でなく、施設間を結ぶ経路を含めた主としてハード面での面的なバリアフリー化を促進するために設けられた制度

〈作成状況〉 ・基本構想（令和8年3月末時点）：九州22市町

・移動等円滑化促進方針（マスタープラン）（令和8年3月末時点）：九州6市

【マスタープラン】

	九州	全国
作成数	6	54
作成率	2.6%	3.2%
	6/233	54/1741

九州マスタープラン作成市
（令和８年３月末時点）

都道府県	市町村
福岡県	福岡市
	飯塚市
	田川市
長崎県	長崎市
熊本県	熊本市
大分県	大分市

【基本構想】

	九州	全国
作成数	22	338
作成率	9.4%	19.5%
	22/233	338/1741

九州基本構想作成市町
（令和８年３月末時点）

都道府県	市町村
福岡県	北九州市
	福岡市
	大牟田市
	久留米市
	筑紫野市
	大野城市
	古賀市
	福津市
	糸島市
	遠賀町
	築上町
佐賀県	唐津市
長崎県	長崎市
	佐世保市
熊本県	熊本市
	荒尾市
	玉東町
大分県	大分市
	別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
	日置市

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」の改訂

○　市町村が移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成・見直しをする場合に活用できるよう、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を作成・公表している。（平成20年度発行、平成28・平成30・令和2年度改訂）

○　令和７年６月にとりまとめられた「主要課題の対応方針及びバリアフリー法に基づく基本方針における第４次目標について最終とりまとめ」における地域特性を踏まえたバリアフリーまちづくりの推進のための対応方針や、令和８年４月施行の改正基本方針におけるスパイラルアップに関する目標の新設等を踏まえ、令和８年４月に改訂。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ **地域特性を踏まえた移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に関する記載の追加**
地方部の小規模な市町村で移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成が進んでいないことを踏まえ、地方部の地域特性を踏まえた移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に関する考え方等を追記（Ⅱの４－９など）　※　別途作成している事例集もあわせて参照ください。

■ **他の行政計画等と連携した効果的・効率的な移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に関する記載の追加**
市町村の事務負担軽減等の観点から、他の行政計画（地域公共交通計画等）との一体的な作成の考え方等を追記（Ⅰの１－６など）

■ **移動等円滑化促進方針におけるスパイラルアップの記載の追加**
平成30年の改正バリアフリー法で創設された移動等円滑化促進方針について、改正法施行から一定期間が経過したことを踏まえ、移動等円滑化促進方針のスパイラルアップに関する内容を追記（Ⅱの５－２など）

■ **上記の記載の追加に対応する事例の充実　等**

ガイドラインの目次

Ⅰ　移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

第１章　移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
第２章　ガイドラインの概要
第３章　移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

Ⅱ　移動等円滑化促進方針の作成

第４章　移動等円滑化促進方針の作成
第５章　移動等円滑化促進方針の評価・見直し

Ⅲ　バリアフリー基本構想の作成

第６章　バリアフリー基本構想の作成
第７章　バリアフリー基本構想の評価・見直し
第８章　特定事業計画の作成



<マスタープラン・基本構想のイメージ図>

バリアフリー化推進に関する支援制度について

○地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する調査経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第２４条の４第１項又は第２６条第１項に規定する協議会の構成員）

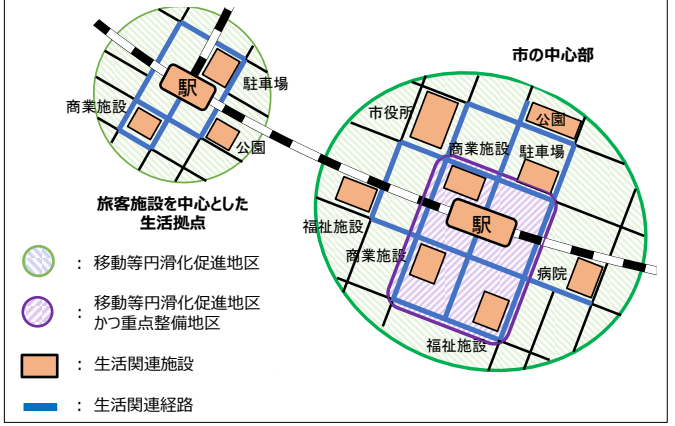
○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な調査経費

- 協議会開催等の事務費
- 住民・利用者アンケートの実施費用
- 短期間の実証調査のための費用 等
- 地域のデータの収集・分析の費用
- 専門家の招聘費用

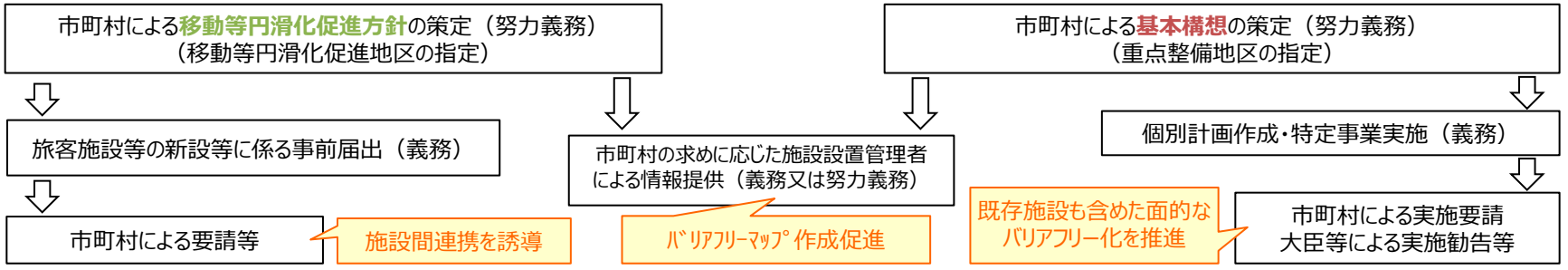
※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：１／２（上限５００万円）

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



«移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要»



«参考資料»

・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』 ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

・『交付要綱・実施要領』 ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

都道府県による市町村に対する支援について

○ 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想を作成する自治体は、必要に応じて都道府県から必要な助言その他の援助を求めることができます。
○ 都道府県は、市町村の境界を越えた面的なバリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要です。
○ 特に基本構想を作成していない市町村や多様な障害者団体が存在しない小規模市町村に対しては、積極的な関与や都道府県の障害者団体を紹介する等の支援が望まれます。

＜市町村による移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想における都道府県の関与＞

○ 市町村が都道府県に期待する主な役割

- 地方公共団体規模別の**先進事例の紹介**
- 基本構想等作成に関する**勉強会やセミナーの開催**
- 基本構想等の作成・見直し時の**財政・人的支援**
- 具体の事業を実施する際の**関係機関等との調整**
- 旅客施設が市町村境界に存する場合などの**広域的な見地からの調整**
- 協議会への参画
- 各施設設置管理者に対する**特定事業計画作成の働きかけ**
- 施設設置管理者としての**意見・協力**
- 県内市町村における**共通運用ルールなどのとりまとめ**

等

（H30「基本構想作成における都道府県の関与の実態把握等に関するアンケート調査」（国土交通省）より）

管内市区町村の作成状況の提供＜千葉県＞

都道府県のホームページにおいて管内市町村の基本構想等の作成状況を提供しており、基本構想未作成の市町村等に対して、先進事例を提供する有効な手段となっている。

＜千葉県ホームページより＞



財政的支援＜東京都＞

東京都では、鉄道駅総合バリアフリー推進事業に要する経費の一部を補助する支援事業を行っており、本事業の中で、マスタープラン・基本構想の作成が補助対象となっている。

■移動等円滑化促進方針

補助対象者：バリアフリー法第２４条の２に規定する移動等円滑化促進方針を策定する区市町村
補助対象経費：促進方針の策定に必要な経費
補助率：国１／２、都１／４、区市町村１／４

国	都	区市町村

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

上限額：２５０万円（国費補助を受ける場合は、国費補助額の１／２以内）

■バリアフリー基本構想

補助対象者：バリアフリー法第２５条に規定する基本構想を策定する区市町村
補助対象経費：基本構想の策定に必要な経費
①補助率：（社会資本整備総合交付金の場合）国１／３、都１／３、区市町村１／３

国	都	区市町村

②補助率：地域公共交通確保維持改善事業費補助金の場合
⇒左記、移動等円滑化促進方針と同様

市町村に対するバリアフリープロモートの実施

市町村が、「バリアフリー法」に基づき作成する、マスタープラン・基本構想の策定促進のため、市町村に対し策定に向けたプロモート活動を実施しています。

【活動状況】

令和２年度
- ●福岡県北九州市
- ●福岡県太宰府市
- ●福岡県久留米市
- ●福岡県田川市
- ●佐賀県佐賀市
- ●長崎県佐世保市
- ●熊本県玉名市
- ●鹿児島県鹿児島市

令和３年度
- ●福岡県田川市
- ●佐賀県嬉野市
- ●宮崎県串間市
- ●宮崎県都城市
- ●鹿児島県姶良市
- ●鹿児島県霧島市
- ●鹿児島県日置市
- ●鹿児島県奄美市
- ●鹿児島県龍郷町
- ●鹿児島県瀬戸内町
- ●鹿児島県大和村
- ●鹿児島県宇検村

令和４年度
- ●福岡県春日市
- ●福岡県宗像市
- ●福岡県築上町
- ●熊本県荒尾市
- ●熊本県玉東町
- ●鹿児島県奄美市
- ●鹿児島県龍郷町
- ●鹿児島県瀬戸内町
- ●鹿児島県大和村
- ●鹿児島県宇検村

令和５年度
- ●福岡県大牟田市
- ●福岡県太宰府市
- ●福岡県うきは市
- ●福岡県朝倉市
- ●福岡県新宮町
- ●福岡県遠賀町
- ●福岡県須恵町
- ●佐賀県佐賀市
- ●佐賀県鳥栖市
- ●長崎県諫早市
- ●長崎県西海市
- ●熊本県熊本市
- ●熊本県美里町
- ●大分県日出町

令和６年度
- ●福岡県大牟田市
- ●福岡県太宰府市
- ●福岡県朝倉市
- ●福岡県小郡市
- ●福岡県赤村
- ●佐賀県基山町
- ●長崎県長崎市
- ●長崎県諫早市

令和７年度
- ●福岡県筑後市
- ●福岡県苅田町
- ●福岡県朝倉市
- ●福岡県赤村
- ●長崎県諫早市
- ●大分県佐伯市
- ●鹿児島県鹿児島市
- ●鹿児島県屋久島町

【令和８年度の活動について】

第４次バリアフリー整備目標において、基本構想等の2030年度末までの数値目標が引き上げられ、目標達成に向け多くの市町村に対しプロモートが必要とされることから、九州ではオンラインを活用し、今年度下記１４市町村に対してプロモートを実施予定。

●福岡県大川市　●福岡県豊前市　●福岡県篠栗町　●佐賀県鳥栖市　●佐賀県みやき町　●長崎県大村市　●熊本県八代市
●熊本県大津町　●熊本県長洲町　●大分県中津市　●大分県豊後高田市　●宮崎県新富町　●鹿児島県垂水市　●鹿児島県屋久島町

公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

○エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要

- **ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成**
- **一定規模以上の事業者※1が、ハード・ソフト取組計画※2の作成・取組状況の報告・公表を行う**

※１　①平均利用者数が3,000人以上／日である旅客施設を設置・管理する事業者
　　②輸送人員が100万人以上／年である事業者　等

※２　計画に盛り込むべき項目：施設整備、役務提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・啓発



【施設整備】



【役務提供】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】



【広報・啓発】

ハード・ソフト取組計画に関する手続きの全体像

公共交通事業者等の判断基準

国土交通大臣が、以下を定めて公表。移動等円滑化の進展の状況等に応じて改定を行う。

達成すべき目標	
移動等円滑化のために講ずべき措置	・施設及び車両等のハード基準への適合　・適切な役務の提供（ソフト対応）　・必要な乗降介助や誘導支援 ・移動に必要な情報の提供　・職員に対する教育訓練　・適正利用推進のための広報啓発活動
目標達成のために併せて講ずべき措置	

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針
Ⅱ　移動等円滑化に関する措置
Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置
Ⅳ　前年度計画書からの変更内容
Ⅴ　計画書の公表方法
Ⅵ　その他計画に関連する事項

公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

Ⅰ　前年度のハード・ソフト取組計画の実施状況
（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況
（２）移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
（３）報告書の公表方法　等
Ⅱ　旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況　等

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**
（※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案）

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

ハード・ソフト取組計画　令和7年度移動等円滑化取組計画書の公表状況（全国）

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等にあっては、バリアフリー法に基づき、毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また当該計画書を公表することが義務づけられています。

■令和7年度計画書　作成義務事業者数（モード別）

モード別	事業者数
1.鉄道	70
2.軌道	27
3.乗合バス	106
4.バスターミナル	20
5.貸切バス	2
6.タクシー	36
7.旅客船	5
8.旅客船ターミナル	7
9.航空機	4
10.航空旅客ターミナル	21
合計	298

※各事業者の公表先を一覧でまとめております。
＜事業者一覧ページ＞
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

■九州管内　モード別公表状況　（＊印：令和7年度に移動等円滑化取組計画書の作成が義務づけられた事業者）

〔鉄道事業者・軌道経営者〕

＊九州旅客鉄道（株）　＊西日本鉄道（株）　＊福岡市交通局　＊北九州高速鉄道（株）　＊筑豊電気鉄道（株）　＊長崎電気軌道（株）
＊熊本市交通局　＊鹿児島市交通局

〔乗合バス車両事業者〕

＊西日本鉄道（株）　＊西鉄バス北九州（株）　＊北九州市交通局　＊西鉄バス久留米（株）　＊西鉄バス筑豊（株）
＊西鉄バス大牟田（株）　＊西鉄バス宗像（株）　＊西鉄バス二日市（株）　＊佐賀市交通局　＊西鉄バス佐賀（株）　＊長崎県交通局
＊長崎自動車（株）　＊九州産交バス（株）　＊大分交通（株）　＊鹿児島交通（株）　＊鹿児島市交通局　＊南国交通（株）

〔バスターミナル事業者〕

＊博多バスターミナル（株）　＊福岡市　＊西日本鉄道（株）　＊長崎自動車（株）　＊南国交通（株）

〔タクシー事業者〕

＊福岡西鉄タクシー（株）　＊福岡第一交通（株）　＊北九州第一交通（株）

〔旅客船ターミナル事業者〕

＊鹿児島県　＊鹿児島市船舶局

〔旅客船（一般定期航路事業者・旅客不定期航路事業者）〕

＊鹿児島市船舶局

〔航空旅客ターミナル事業者〕

＊長崎空港ビルディング（株）　＊熊本国際空港（株）　＊大分航空ターミナル（株）　＊宮崎空港ビル（株）
＊鹿児島空港ビルディング（株）　＊福岡国際空港（株）

九州の最近の主な取組について

九州運輸局におけるバリアフリーへの取組

心のバリアフリー施策の推進（交通バリアフリー教室の開催）

高齢者、身体障害者の介助体験や疑似体験等を通じて、バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を高めることにより、「心のバリアフリー」を推進し「真の共生社会」の実現を目指す。

●バリアフリー教室の開催（令和７年度　全１０回開催）

	開催年月日	開催場所	参加者等
1	令和7年07月04日	九州技術事務所（久留米市）	小学４年生４５名 （小森野小学校）
2	令和7年09月11日	頴田小学校（飯塚市）	小学４年生３７名
3	令和7年09月17日	香椎小学校（福岡市）	小学４年生１０５名
4	令和7年10月08日	舞松原小学校（福岡市）	小学４年生１３０名
5	令和7年10月23日	弥生が丘小学校（鳥栖市）	小学４年生７９名
6	令和7年10月29日	鹿児島新港 奄美・沖縄フェリーターミナル （鹿児島市）	旅客航路事業者船員及び運航担当者等 ２６名
7	令和7年11月13日	照葉小学校（福岡市）	小学４年生１３２名
8	令和7年11月19日	片島小学校（飯塚市）	小学４年生７５名
9	令和7年12月12日	飯塚東小学校（飯塚市）	小学４年生９５名
１０	令和7年12月19日	城浜小学校（福岡市）	小学３～６年生６６名

（参考）～過去３年の開催実績～
令和６年度　９回、令和５年度　１２回、令和４年度　１４回



（バスの車いす介助体験）



（盲導犬についての講義）



（視覚障害者疑似体験・ガイド体験）

令和7年度　バリアフリー教室の取組

・障害者への理解をより深めてもらうため、福祉団体や地方公共団体等と連携をはかり、各種体験を実施。（疑似体験講師、講話）。
・教室開催後にアンケートを実施し、教室の効果を把握するとともに、その結果を今後の教室運営に活用。
・旅客船事業者職員等に対して、施設面だけではなく、「心のバリアフリー」の重要性を周知、理解に努めた。

ユニバーサルツーリズムの推進に向けた取組

● 観光地のバリアフリー化を推進し、潜在的な需要の大きい高齢者、障害者等の旅行需要喚起など
ユニバーサルツーリズムを推進するため、『**九州ユニバーサルツーリズム広域ネットワーク連絡会**』を設置。
地域のバリアフリー旅行相談窓口として、**バリアフリーツアーセンター相互の情報共有、ネットワーク化**などを図る。

『九州ユニバーサルツーリズム広域ネットワーク連絡会』

○構成員：　九州運輸局及び九州各県のバリアフリーツアーセンター
○事務局：　交通政策部共生社会推進課、観光部観光企画課
○オブザーバー（任意参加）：　各県の観光、福祉、交通、土木担当部署
○第１回　令和３年６月２３日　○第２回　令和４年３月１７日　○第３回　令和５年３月１４日
○第４回　令和６年３月１８日　○第５回　令和７年３月１１日　○第６回　令和８年２月２６日
国の施策紹介（本省共生社会政策課、観光庁）、有識者の講演、各センター等からの活動・取組報告　等


盲導犬ユーザーのイベント旅行の例


福岡空港しょうがい者・こうれい者観光案内所

＜ファシリテーター＞
国土交通省九州運輸・観光クリエーター

跡見学園女子大学兼任講師
（観光温泉学、観光取材学）

山崎　まゆみ



NHKラジオ深夜便・観光経済新聞・SNS・雑誌などで取組について発信

バリアフリーツアーセンター名簿　令和8年3月31日時点

	団体名	役職	代表者
福岡	福岡空港しょうがい者・こうれい者観光案内所 福岡・九州ＵＤ情報センター	代表	親川　修
佐賀	佐賀嬉野バリアフリーツアーセンター	会長	小原　健史
長崎	NPO法人長崎バリアフリー推進協議会	理事長	安井　忠行
	長崎県ユニバーサルツーリズムセンター	代表	里見　浩則
熊本	くまもとユニバーサルツアーセンター ＮＰＯ法人ＵＤくまもと	理事長	内賀島　守
大分	別府・大分バリアフリーツアーセンター	理事長	若杉　竜也
宮崎	宮崎ユニバーサルツーリズムセンター 公益財団法人宮崎県観光協会	会長	米良　充典
鹿児島	かごしまバリアフリーツアーセンター	代表	紙屋　久美子

国営公園におけるユニバーサルデザインの取組（海の中道海浜公園）

○すべての人が楽しんで公園を利用できるよう、平成１９年度から障害者関係団体、公園有識者の意見を取り入れつつ、ハード・ソフト両面でユニバーサルデザインの取組を継続・推進。
○引き続き、施設の再整備等の機会を捉え、トイレのユニバーサルデザイン化や昇降機の設置による動線のさらなるバリアフリー化を推進する予定。





■車いすでも遊べる大型複合遊具





■ユニバーサルデザイン化したトイレ（更新・改修）



■ガーデン内に休憩ベンチ設置



公園全体図

■大芝生広場レストハウスの改修





■障がい者団体等の意見を踏まえたプレイグラウンドの設置



■これからの主な取組（予定）

・駐車場から施設までの園路のさらなるバリアフリー化（エレベーター設置）
・既存トイレのバリアフリー化（継続）

バリアフリー体験施設

◆九州技術事務所では、構内にバリアフリー体験施設を整備しており、車いす体験・白杖体験・高齢者体験ができます。
◆小学校等から申し込みがあれば、バリアフリー体験教室を開催しています。
◆令和6年度～令7年度は小学生対象の教室を開催し、盲導犬の講義も行いました。（令和7年度は九州運輸局と合同）

施設概要

⑧ 階段と坂道



⑦障害物（電柱）



⑥ 障害物（ルート上の蓋）



⑨ 多種類の歩道幅と坂道





⑤ 視界の障害物（ガードレール）



② 多種類の段差の道路境界



① 多種類の明度の歩道



③ 波打った歩道



④ スムース歩道とｴｽｺｰﾄｿﾞｰﾝ



体験の様子



←【車いす体験】

↓【高齢者体験】





←【白杖体験】

【盲導犬講義】



「道の駅」におけるバリアフリー①（トイレ）

○「道の駅」におけるバリアフリートイレ（身障者用トイレ）は、供用している直轄一体型「道の駅」34駅すべてに設置している。
○その内オストメイト施設付きのトイレは、供用している直轄一体型「道の駅」34駅全てで設置している。（100%）



バリアフリートイレの入り口 （「道の駅」 くるめ）



オストメイト施設・こども用施設付きトイレ （「道の駅」 たのうらら）



こども用トイレ （ 「道の駅」 都城NiQLL）



オストメイト施設付きトイレ （ 「道の駅」 うれしの まるく）

「道の駅」におけるバリアフリー②（身障者用駐車場）

○「道の駅」におけるバリアフリー施設として、身障者用駐車場を供用している直轄一体型「道の駅」34駅すべてで設置している。また、身障者用駐車場及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化に向け設置者と調整し推進している。



全景



利用状況



安全対策（バリカー）
（「道の駅」 うれしの　まるく）



全景



路面標示



案内看板
（「道の駅」 都城NiQLL）